

三重県療育手帳制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づき、三重県内に居住する知的障がい児(者)に対して一貫した支援、相談を行うとともに、これらの者に対する各種の支援サービスを受け易くするために手帳を交付し、もって知的障がい児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 手帳は、児童相談所又は障害者相談支援センター(以下「判定機関」という。)において知的障がいがあると判定された児(者)(以下「知的障がい者」という。)に対して交付する。

(実施主体)

第3条 この制度は、三重県が市町その他の関係機関の協力を得て実施する。

(手帳の名称及び記載事項)

第4条 手帳(第1号様式)の名称は「療育手帳」とし、主な記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 知的障がい者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 障がいの程度
- (3) 親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で、知的障がい者を現に監護する者(以下「保護者」という。)の氏名、住所及び知的障がい者との続柄
- (4) その他知事が必要と認める事項

(療育手帳の交付申請)

第5条 手帳の交付を受けようとする児(者)(以下「交付対象者」という。)又はその保護者は、療育手帳交付申請書(第2号様式、以下「申請書」という。)に交付対象者の写真(縦4cm横3cmで脱帽して上半身を写したもの)を添付し、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載した上で、市又は福祉事務

所を設置する町の区域内に居住（居住地を有しないときは、現在地。）を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町の区域内に居住地を有する者にあつては当該町長を経由して知事に申請するものとする。

- 2 申請書の提出を受けた市福祉事務所（福祉事務所を設置する町を含む）の長又は町長（以下「経路機関」という。）は、療育手帳処理簿（第3号様式）に記載し、障害者相談支援センター所長に送付するものとする。

（障がい程度の判定）

第6条 判定機関の長は、交付対象者について判定を行い、その判定結果を障害者相談支援センター所長に通知するものとする。

- 2 障がい程度は、別表 療育手帳判定区分表（以下「別表」という。）の障がい程度の欄に掲げる区分とし、手帳の「障がいの程度」の欄には、別表の表記の欄の該当する表示を記載するものとする。
- 3 障がい程度の判定は、別表に掲げる判定基準による知的能力（標準化された知能検査で得られた結果）と社会生活能力（身辺自立、移動、コミュニケーション、職業等）及び本人に対する支援の状況を勘案し、総合的に評価して判定機関の長が行うものとする。
- 4 交付対象者について、判定機関において既に知能検査が行われているときは、当該知能検査結果を判定に利用することができるものとする。
- 5 18歳未満の交付対象者に限り、判定機関（児童相談所）以外の機関において既に知能検査が行われているときも、判定機関（児童相談所）の長が認める場合は、その結果を判定に利用することができるものとする。
- 6 他の都道府県で手帳の交付を受けた知的障がい者が、三重県への転居にともない手帳の交付を申請する場合には、知的障がい者又はその保護者の申し出に基づき、旧住所地の判定機関の判定資料を利用することができるものとする。

（手帳の交付の決定及び交付）

第7条 知事は、判定機関における判定結果に基づき障がい程度及び手帳の交付を決定し、交付申請の際の経路機関を経由して申請者に手帳を交付する。

- 2 知事は、申請を却下する場合は、療育手帳交付・再交付申請却下通知書（第4号様式）を前項の例により申請者に通知するものとする。

（障がい程度の確認）

第8条 判定機関の長は、手帳の交付を受けた知的障がい者の障がい程度の確認をするため、判定機関において判定を行う時期を指定するものとする。

2 障がい程度の確認の時期は、別に定めるところによるものとする。

3 手帳の交付を受けた知的障がい者又はその保護者（以下「手帳の交付を受けた者」という。）は、第1項の規定により指定された時期までに判定機関において障がい程度を確認を受けるものとする。

（手帳の再交付）

第9条 手帳の交付を受けた者が、次の各号の事由により、手帳の再交付を受けようとするときは、療育手帳再交付申請書（第2号様式）により、交付申請に準じ、経由機関を経由して知事に申請するものとする。

（1）障がい程度を確認を受けるとき若しくは受けたとき

（2）破損又は汚したとき

（3）写真を交換するとき

（4）記載欄に余白がなくなったとき

（5）紛失したとき

2 療育手帳再交付申請書（第2号様式）に記載すべき事項は、次のとおりとする。

（1）申請日、申請者氏名、当該申請に係る知的障がい者（以下この項において「本人」という。）との続柄、連絡先、本人の氏名、生年月日、性別、住所又は保護者の氏名、本人との続柄、住所

（2）本人の個人番号

（3）直近の判定に関する事項、施設等入所の状況に関する事項、再交付申請に係る記載事項の変更に関する事項

3 第7条の規定は、第1項第1号による再交付の申請に準用する。

4 知事は、紛失したときを除き新しい手帳を交付する場合は、従前の手帳と引換えに行うものとする。

5 紛失により手帳の再交付を受けた者が、紛失した手帳を発見したときは、速やかにこれを知事に返却しなければならない。

（氏名等の変更届）

第10条 手帳の交付を受けた者は、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、療育手帳変更届（第5号様式）に個人番号を記載の上、速やかに経由機関を経由して知事に届

け出るものとする。

- (1) 氏名を変更したとき
- (2) 保護者を変更したとき
- (3) 住所を変更したとき

ただし、再交付申請時に同時に氏名、保護者又は住所の変更を行うときは、療育手帳変更届（第5号様式）の提出を省略することができるものとする。

（原則として、転出先〔新たな居住地〕を管轄する経由機関を経由して届け出るものとする。なお、療育手帳交付台帳については、転出先及び転入先双方の経由機関で協議のうえ、速やかに移管するものとする。）

（手帳の返還）

第11条 手帳の交付を受けた者は、次の各号の事由が生じたときは、療育手帳返還届（第6号様式）により療育手帳を速やかに経由機関を経由して知事に返還しなければならない。

- (1) 他の都道府県に居住地を移したとき。ただし、転出先の都道府県において本県発行の療育手帳の使用が認められた場合を除く
- (2) 知的障がい者が死亡したとき
- (3) 別表に掲げる障がい程度区分に該当しなくなったとき
- (4) その他療育手帳を必要としなくなったとき

ただし、1号、3号、4号の事由による返還にあつては、療育手帳返還届（第6号様式）に個人番号を記載するものとし、2号の事由による返還にあつては、個人番号の記載は不要とする。

（記録媒体への収録・管理・交付）

第12条 障害者相談支援センターにおいて障害者手帳交付システムの運用を行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は昭和63年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成4年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成5年9月1日から適用する。

附則 この要綱は平成 10 年 12 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

(1) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請は、この要綱の施行日以後、この要綱による改正後の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請とみなす。

(2) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定により作成されている障がい程度は、当分の間、使用することができる。

(3) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定により作成されている様式書類は当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

(1) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請は、この要綱の施行日以後、この要綱による改正後の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請とみなす。

(2) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定により作成されている障がい程度は、当分の間、使用することができる。

(3) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定により作成されている様式書類は当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- (1) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請は、この要綱の施行日以後、この要綱による改正後の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請とみなす。
- (2) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定により作成されている障がい程度は、当分の間、使用することができる。
- (3) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定により作成されている様式書類は当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- (1) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請は、この要綱の施行日以後、この要綱による改正後の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請とみなす。
- (2) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定により作成されている障がい程度は、当分の間、使用することができる。
- (3) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定により作成されている様式書類は当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和元年 5 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- (1) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請は、この要綱の施行日以後、この要綱による改正後の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請とみなす。
- (2) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定により作成されている様式書類は当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- (1) この要綱による改正前の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請は、この要綱の施行日以後、この要綱による改正後の三重県療育手帳制度実施要綱によりなされた申請とみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月2日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県療育手帳制度実施要綱の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に旧三重県療育手帳制度実施要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和3年8月20日に施行し令和3年2月2日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和4年1月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に改正前の三重県療育手帳制度実施要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和4年5月24日に改正し、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この要綱の施行の日前に改正前の三重県療育手帳制度実施要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この要綱の施行の日前に改正前の三重県療育手帳制度実施要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の三重県療育手帳制度実施要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この要綱の施行の日前に改正前の三重県療育手帳制度実施要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表 療育手帳判定区分表

障がい 程度	表記	判 定 基 準
最重度	A 1	標準化された知能検査による知能指数がおおむね 20 以下の児（者）
重度	A 2	標準化された知能検査による知能指数がおおむね 21 から 35 の児（者） 知能指数 50 以下で身体障害者手帳 1， 2， 3 級に該当する児（者）
中度	B 1	標準化された知能検査による知能指数がおおむね 36 から 50 の児（者）
軽度	B 2	上記以外の知的障がい児（者） 標準化された知能検査による知能指数がおおむね 51 から 70 の児（者） なお、14 歳以上の者で知能指数が境界線級（おおむね 71 以上 79 以下） で、自閉性障がい等と診断され、かつ判定機関の長が必要と認めた場合、 軽度（B 2）と認定することができる。

(注) 上記基準によるほか、昭和 61 年度厚生省心身障害研究「心身障害の判定指標の開発に関する研究」（研究者国立精神神経センター櫻井精神薄弱部長）結果を参考に業務を行うものとする。なお、上記区分表の自閉性障害等に関する判定区分は、国の要綱等が示されるまでの暫定的措置とする。